

薬生監麻発1102第1号
令和4年11月2日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

新たに追加された一般的名称の製品群への該当性について

医療機器及び体外診断用医薬品の一般的名称の「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の5第8項第1号に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の区分を定める省令」（平成26年厚生労働省令第95号）別表第1及び別表第2に定める区分への該当性については、「医療機器及び体外診断用医薬品の製品群の該当性について」（平成26年9月11日付け薬食監麻発0911第5号。以下「製品群該当性通知」という。）により示しているところです。

今般、令和4年11月2日付けで「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第5項から第7項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器等の一部を改正する告示」（令和4年厚生労働省告示第325号）が告示されたことに伴い、製品群該当性通知の一部を下記のとおり改正しますので、貴管内関係業者、関係団体等に対し周知徹底を図るようお願いいたします。

なお、本通知の写しを各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、一般社団法人日本医療機器産業連合会会長、日本製薬団体連合会会長、一般社団法人日本臨床検査薬協会会長、一般社団法人米国医療機器・IVD工業会会長、欧州ビジネス協会医療機器・IVD委員会委員長及び医薬品医療機器等法登録認証機関協議会代表幹事宛て送付することとしています。

記

製品群該当性通知別紙 2

別表 第 1	別表 第 2	クラス 分類	一般的名称	該当製品群	備考欄 番号
-	2015	Ⅱ	噴射式歯面コーティング装置	歯科の用に供する能動な医療機器	2-E-06

の項の次に次のように加える。

-	2016	Ⅱ	単回使用眼内照明プローブ	眼科の用に供する非能動な非埋植医療機器	2-A-05
-	2017	Ⅱ	眼科用灌流・吸引ユニット用単回使用眼内プローブ	眼科の用に供する非能動な非埋植医療機器	2-A-05
-	2018	Ⅱ	単回使用眼科用トロカール類	眼科の用に供する非能動な非埋植医療機器	2-A-05

製品群該当性通知別紙 2

別表 第 1	別表 第 2	クラス 分類	一般的名称	該当製品群	備考欄 番号
1196	-	Ⅲ	薬剤併用超音波歯周用スケーラ	歯科の用に供する能動な医療機器	2-E-06

の項の次に次のように加える。

1197	-	Ⅲ	気管支用バルブ	非能動な器具	2-A-06
1198	-	Ⅲ	静脈用ステント	心臓又は血管の機能に関わる非能動な埋植医療機器	2-B-01
1199	-	Ⅲ	多血小板血漿 ^{しょう} ゲル調製キット	非能動な器具	2-A-06
1200	-	Ⅲ	光ファイバレーザ	放射線治療又は温熱治療の用に供する非電離放射線を利用する能動な医療機器	2-H-02
				外科の用に供する能動な医療機器	2-E-04